

集団回収事業

① 報奨金について

市では、集団回収事業を実施している協力団体に対し、報奨金を交付しています。

団体登録の要件

・市内に活動拠点を有する団体であること

・地域社会に貢献できる性格を有する団体であること

・営利を目的としない団体であること

報奨金の対象品目

・新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パックなどの古紙類

・ボロ布、古着などの布類

・アルミ缶、スチール缶、鉄類などの金属類

・ビールびん、一升びんなどのびん類

報奨金の額

・古紙類、布類 1kgにつき3円

・びん類 1本につき3円

・金属類 1kgにつき5円

第2期の申請期間です

8月15日から8月31日まで（土、日曜日は除きます。）

・集団回収事業報奨金、第2期の申請を受け付けています。該当する団体の役員の方は必要書類を添えて、申請書（様式第6）

を提出してください。

② 回収業者の登録について

回収業者は登録が必要です。

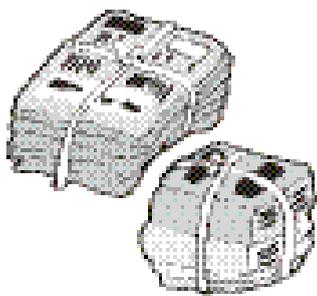
回収業者の登録の要件

・市内で資源回収を継続して行うことができる業者であること

・過去に法令・条例などに違反し、処分を受けていない業者であること

問合せ先

市役所市民生活グループ
☎52-11111（内線265）



生ごみ処理機、コンポスト、密閉バケツの購入費を補助します

ごみの減量化対策の一環として、各家庭で生ごみを処理することができるとして、堆肥化容器（コンポスト）や発酵用密閉バケツの購入費を補助します。

市内の指定店で処理機などを購入する際に、補助金相当額を割り

引いた価格で購入できます。

補助相当額

・生ごみ処理機・限度額2万円

（販売価格の三分の一に相当する額）

・堆肥化容器・限度額3千円

・密閉バケツ・限度額5百円
（販売価格の二分の一に相当する額）

いずれも百円未満を切り捨てた額

市内指定店

カミヤ設備（青木町）、サウン
ドオンスズ（青木町）、永田商会
（青木町）、すぎひこ（春日町）、

橋本ラジオ店（沢渡町）、カーマ
ホームセンター高浜店（神明町）、

ホームエクスポ高浜（神明町）、
カミトモ（二池町）、岡本建設
（本郷町）、原田電気商会（本郷町）、

JAあいち中央農協高浜営農セン
ター（本郷町）、万久（屋敷町）、

ヤマダ吉浜店（屋敷町）、パナソ
ーションサンノ（湯山町）

その他

・取扱い機種などの詳細は、各指
定店に問い合せてください。

・一世帯に補助できる基数などは、
生ごみ処理機は一基、堆肥化容
器は二基、密閉バケツは三個ま
です。

問合せ先

市役所市民生活グループ
☎52-11111（内線265）

浄化槽の維持管理は適切に

浄化槽を効果的に、長く、ご利用いただくためには、維持管理が必要不可欠です。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにするため、維持管理を行わないと浄化槽の機能が低下したり、悪臭などが発生したりして、水質汚濁の原因となります。

法律では、浄化槽をかわれるすべのの方は、維持管理として、法定検査（水質検査など）、保守点検（点検・修理など）、清掃を行わなければならないこととされています。

浄化槽の適切な維持管理を行い、環境への負荷を減らしましょう。

問合せ先

・愛知県環境部水地盤環境課
☎052-954-6219

・市役所上下水道グループ
☎52-11111（内線291・292）

